

静岡県教育委員会

会議録

平成 23 年度 第 8 回定例

7 月 21 日（木）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 23 年 7 月 21 日に教育委員会第 8 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|----------------------|--------------|------|
| 1 | 開催日時 | 平成 23 年 7 月 21 日 (木) | 開会 | 14 時 |
| | | | 閉会 | 16 時 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 伊 藤 鋭 一 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育推進室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 み な 子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 井 和 子 | スポーツ振興課長 | |
| | | 渡 邊 勉 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 内 田 育 子 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 山 下 厚 | 学校教育課参事 | |
| | | 宇佐美 壽 英 | 学校教育課参事 | |

4 その他

(1) 第 12 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～8 及び 8 月の主要行事予定は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、伊藤委員、加藤委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 12 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 12 号議案を非公開とする。

報告事項 1 平成 23 年 6 月県議会の答弁状況

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 平成 23 年 6 月県議会の答弁状況」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項 1 を了承した。

報告事項 2 中学校用教科書及び一般図書調査研究報告書の配布

委 員 長： 報告事項 5 頁「報告事項 2 中学校用教科書及び一般図書調査研究報告書の配布」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 調査研究報告書のワーキングメンバーの構成を教えてください。また、調査報告書には各教科書会社の比較結果が記述されているが、数値化されていないので分かりづらい。比較結果を数値化できないのか。さらには、評価内容を書いた記述はほとんどが肯定的なものであり、今後の発展に繋がるような助言的な記述は書かれていないのはなぜか。

学校教育課長： 構成メンバーは教科によって若干の人数の差はあるが、教科の専門性のある校長、教頭、教諭に加えて県の指導主事が入る。また、数値化するのは難しい。県の方針は各教科書の良いところ、つまり特長を拾い上げてお知らせすることである。各地区にも研究委員会が設置されており、各地区で教科書の優劣をつけている。県による数値化に関しては、今後検討していきたい。評価内容の記述についても、県の方針に基づき、ネガティブな記述はできるだけ避けている。

加 藤 委 員： その考え方は、県が評価を数値化すれば、各市町の教育委員会が研究することが無くなり、県の評価に基づき、県下一斉に同じ教科書を採用することに等しくなると考えたものなのか。

学校教育課長： そのような配慮もある。

溝 口 委 員： それならば県が調査研究報告書を配布する必要は無いのではないか。

二度手間である。

学校教育課長： たくさんの教科書会社から多くの教科書が出版されているので、県では各教科書の「特長」といった意味合いで研究させていただき、採択地区においても県の報告書を参考にしながら、その地域の子どもたちにとってより良いものはどれかという観点で研究をしている。

加藤委員： 実際に採択されている教科書を見ると、特定の教科については特定の教科書に偏る傾向にある。それは嗜好が一致するということなのか。

学校教育課長： そのような要素もある。私は数学の指導経験があるが、事実として教科書への好みがあった。この方が子どもたちとの学習を進めていく上で使いやすいとか、扱っている教材も子どもの関心を引き出しやすいとか、そのような意味合いで点検をしているので、地区が変わっても似通う可能性はある。

溝口委員： 採択会社や採択教科書の一覧はあるのか。

学校教育課長： 8月下旬には各採択地区から県へ報告がくるので、また定例会で報告させていただく。

伊藤委員： 業者から県教育委員会に売り込みに来ることがあるのか。

学校教育課長： そのようなことは国からも教科書会社に厳重な注意がある。県教育委員会としても各学校や市町教育委員会に対して、教科書採択については誤解を招くことが無いように十分な注意をお願いしている。

加藤委員： 同じような内容や分量の教科書を複数の教科書会社が作成する意味があるのか。高校の場合はレベルの違う教科書を作成しているが、義務教育の教科書には特徴が無い。特徴の無いものを選ぶことは大変である。そうすると、昨年はこの会社だったから、今年は別の会社にしようというような内容とは関係ないところで採択される可能性がある。

学校教育課長： 教科書会社は研究熱心なので、どの会社も採択された教科書を真似ている。そのため、どの教科書も似通っている。ただし、全く同じではないので、その微妙な違いを各採択地区では見ている。

委員長： 私も中学校の教科書は良く見ているが、言語活動の分野など大変上手くできている。各採択地区では該当教科の専門教員が調査研究を行うので、県で作成した報告書を見るよりも、本物の教科書を見て判断した方が良いだろう。ただ、他教科の教員と共通認識を持つためには県の報告書は役に立つだろう。

加藤委員： オランダでは教育の自由の下、教科書を国家が検定し、提供することは憲法違反である。また、国が教える内容を限定することも憲法違反である。日本は国で全部コントロールしているが、コントロールしてはいけないという憲法があるのがオランダである。オランダの教育は現在注目されているが、日本では憲法が違うので真似しようがない。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成24年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

委員長： 報告事項6頁「報告事項3 平成24年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領」について、宇佐美学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成24年度静岡県立中学校入学者選抜実施要領

委員長： 報告事項8頁「報告事項4 平成24年度静岡県立中学校入学者選抜実施要領」について、宇佐美学校教育課参事より説明願う。

学校教育課参事： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 普通の市町の中学校では義務教育だから選抜は行われませんが、県立中学校は応募者が定員より多いので選抜を行うのか。

高校再編整備室長： もともと就学指定の中学校があるが、それ以外に希望して県立中学校を受験することになる。この場合は中高一貫教育をしており、中学から高校に上がる際に選抜を行っていないため、中学に入学する段階で選抜をする。

加藤委員： どのくらいの倍率なのか。

学校教育課参事： 昨年度は、浜松西が3.04倍で清水南1.15倍である。

加藤委員： 清水南は通常の高校入試の倍率とほとんど変わらない。

学校教育課参事： 清水南は定員を80名から120名に増やした。志願者数は変わらなかったが、枠が広がった分だけ倍率が下がった。一昨年度は1.7倍であった。

溝口委員： 静大附属中学校や私立中学校の調査書も外国語活動の記録を記述する欄が増えたのか。

学校教育課参事： 生徒指導要録をベースに調査書様式を作成しているため、国立でも公立でも私立でも大差はない。公立の調査書は国立や私立に情報提供しているため、それを参考に作成する場合もあるだろう。

加藤委員： 調査書を文章で書かせた場合は作成者の文章力が影響する。調査書を読んだ評価と実際に入学した生徒の印象が違っていることはあるのか。またその違いを調査しているのか。

学校教育課参事： そこまで詳しい調査はしていない。

加藤委員： 調査書には主観的な内容もある。異なる校長が異なる子どもに対して評価しているのだから、厳しい校長とそうでない校長とでは、ぶれがあるのではないか。したがって、実際に入学してきた生徒が調査書の評価と著しく違っていた場合は、記載者の校長に対して指導しなければ公正な選抜にはならない。

学校教育課長： 調査書の中の「行動の記録」は、まずは学級担任が原案を作成する。その後、学年部で確認をし、学級によって偏らないように複数の目で

チェックする。最後は学校長に了解をいただく。担任一人に任せるのではなく、学校組織として調査書作成に取り組んでいる。

加藤委員： 同じ学校内であれば、学校の中の色々な階層の職員が見れば相対評価は平均化されていくと思うが、例えば、清水の小学校と静岡の小学校とでは何らかの基準が無ければ学校ごとに偏りが出てしまう。

溝口委員： 調査書は選抜の評価対象になっているのか。

学校教育課参事： 当然評価対象になっている。

溝口委員： 調査書が選抜の評価対象になっていることが「選抜手順」に書かれていない。内部ではわかっているが、外部に公表せずに不透明になっているのであれば如何なものか。また、調査書の評価は校長の文章表現力によって変わってくる。調査書に点数が付くならば、それは選抜される児童が対象ではなくて、校長の文章表現力が対象ではないか。

学校教育課参事： 「静岡県立中学校入学者選抜実施要領」の4頁に「選抜の手順」に関する記述がある。その中で、調査書が選抜の評価対象であることを明記している。

溝口委員： これは、僅差の時に調査書の点数が加味されるのか。それとも最初から点数化しているのか。「総合適性検査 120 点、作文 30 点、面接 20 点」とあるが、調査書はどこに含まれているのか。

学校教育課参事： 調査書の点数は、ここには明示していない。調査書はこれとは別に評価対象となっている。

溝口委員： 調査書の点数を明示しなくてよいのか。実際には、170 点満点ではないのか。

学校教育課参事： (1) の手順では 170 点満点で選抜し、70%程度の合格者を決定する。(2) の手順では調査書に書かれている記述をもとに選抜し、15%程度の合格者を決定する。(3) の手順では総合的に見て、15%の合格者を選抜する。

溝口委員： 合格者の 70%程度が(1)の基準で決まり、残りの 30%を決める段階では調査書が影響するということだが、どうやって調査書を審査しているのか。

教育長： 各教科の学習の記録は数値化しているので、そこを中心に見ながら、他の部分についても十分に勘案して選抜を行っている。

溝口委員： 調査書の採点基準はどのようなになっているのか。

高校再編整備室長： 調査書全てを点数化する訳ではない。学習の記録は点数化できるが、それ以外の実績の点数化は難しい。総合的に判断して 15%の生徒を選抜している。さらに残りの 15%の生徒については、それまでの点数と調査書などを見て選抜する。

溝口委員： 最初の 70 パーセントの生徒は学力が重視されて、残りの 30%の生徒は面接官の主観的な評価や調査書を中心とした選抜が行われているという解釈で良いのか。

高校再編整備室長： 面接は一人で行う訳ではない。複数の目で評価している。また、調査書の評価も複数の目で見ているので評価が偏ることはない。

- 溝口委員： 30%の生徒については面接重視なのか。
- 高校再編整備室長： 30%の内、半分の15%は調査書中心に見ていく。
- 溝口委員： その学校の校長推薦に近いシステムであると言えるのか。
- 高校再編整備室長： 学習の成績や活動の実績は、客観的に見ている部分だと言える。
- 加藤委員： 高校入試は学科試験が重要であり、成績という切り口で選抜が行われる。県立中学の入試はどんな子どもに集まってほしいと考えているのかメッセージ性が感じられない。メッセージがなくて公平に入学させているようならば、こんな学校は無くてよい。流行だから中高一貫を作るのならば流行を追っかけているだけ。中学の時は選抜をしないで、中学から高校に内部昇格する時に試験を行えばよい。
- 中央図書館長： 選抜は多面的に見ている。課外活動の評価は学校（中等部）側で基準を持って評価しているので、学校間やクラス間較差は防いでいる。行動に関する所見については、〇の数なども考慮して、客観的に評価しており、〇が極端に少ない生徒については、記述を読み上げて確認している。調査書は多人数でかなり丁寧に読み込んでおり、最終的には校長の判断に資する重要資料となる。
- 加藤委員： 読み込む時に価値観がある。この生徒は欲しい、この生徒は要らないという基準はどこに置くのか。特定の分野に偏らないように満遍なくあらゆる分野から選抜するのか、それとも、学校の特徴を作るために、それに適した生徒を選抜するのか。
- 中央図書館長： 70%については適性検査ではあるが、学力を含めた適性が表れるので点数化して選抜する。次の15%については、学校としてはこのような分野に強い生徒が欲しいという意図を持っているので、それを考慮した選抜を行う。ただし、極端に点数の低い生徒は除外することになる。最後の15%については、総合的に判断する。
- 溝口委員： アドミッションポリシーが無い。こんな生徒が欲しいと戦略的に打ち出させば、受検者側も送り出す学校側も自信を持って受検できる。選抜手順において、70%については一般的な選抜方法だが、残りの30%は推薦入試に近い形になるので選抜方法を分けても良いのではないか。アドミッションポリシーがあれば、最後の15%は一芸的な入試でも良いのではないか。
- 加藤委員： 義務教育なので特定の戦略は打ち出しにくい。
- 溝口委員： 中高一貫であれば特化しても良いのではないか。私が懸念する所は調査書の文章表現力によって合否が左右されてしまうことに不透明さを感じる。
- 教 育 長： この実施要領は個別の実施要領ではなく、県立高校、県立中学校の全てに共通した実施要領である。したがって、実施要領で特色化を図ることはできない。各学校は、選抜する際に特別活動の記録や諸活動の実績の評価方法等について各学校が求める生徒を選抜するなどして特色化を図れば良い。
- 文章表現によって合否が左右されるということ突き詰めていくと、

大学の推薦入試についても高校からの調査書が主な判断基準になる。表現の巧拙はあるにしても、大学側は性善説に立って、高校の先生が本当のことを書いて調査書を送ってくれていると信じて選抜を行っている。高校入試でも、高校側は中学校の先生を信じて選抜を行っている。そこに偽りがあると疑えば、絶対評価は全員にオール5を付けることも出来る訳で、そこは教育に携わる人たちの共通のコンセンサスの中で入試は行われていることを理解してほしい。

加藤委員： オール5を付けてまで入れたい学校なのか。学校の特徴が見えない。3倍も倍率がある浜松西高校は黙っていても受験校になる。成績が良い生徒が集まるのだから大学合格実績も上がっていく。保護者は浜松北高校か浜松西高校に行けば進学が保証されるという見方になる。静岡県は進学校を作るために中高一貫校を作ったのか。実際はそうではなくて、中高一貫校は県内に2校しかないのだから、実験的に作ったのではないか。それならば何を実験するのか、どんな成果を求めて実験しているのか、実験の目的を周囲に説明する必要がある。

教育長： 県立中学の併設型の中高一貫校は2校しかないが、現状を踏まえて、静岡県の政策として今後の併設型中高一貫校をどうするか、選抜実施要領の作成とは別に議論しなければならない。アドミッションポリシーを踏まえ、この学校でどのような人材を育てるのかを考えなければならないし、現段階ではそのような計画はないが、この2校以外に中高一貫校を作るべきだという行政的な判断があれば広げていかなければならない。全体を振り返って総括する必要があるだろう。

加藤委員： 流行に流されたら駄目である。新しい学校を作るのであれば、どのような目的で作るのか、その目的に沿った形で学校が運営されたかどうかを検証した上で、やめるのか、あるいは県下に一定の割合で作るのか、あるいは中部と西部だけでなく、東部にも作るのかを考えなければならない。

委員長： 入学定員の3割を調査書等で判断するということだが、3割という数字は受験生に対して重みがある。大学入試でも高校側から提出された調査書に目を通すが、調査書の記述は良いことしか書いていない。これで差を付けることはできない。だが、活動の記録や学習の記録や欠席日数は信頼性があると考えている。ただし、欠席日数に関しては、病弱の方への配慮をしており、一概に欠席が多いからといってマイナスにはしない。入学してから問題があった生徒の調査書を見ても、そのような記述は無い。したがって、調査書を信頼していない訳ではないが、調査書の抽象的な記述は不平等になる恐れがあるので注意している。県立中学の入試においても、色々と細則があるようだが、受験生は必死なので平等になるよう配慮してもらいたい。

学校教育課参事： 中等部も高校も選抜の流れは変わらない。中等部では第一段階で70%の生徒を選抜し、第二段階は調査書を中心に15%の生徒を選抜しているが、学習の記録や諸活動の実績等を中心に見ている。第三段階

では適性検査、作文、面接の結果、調査書等を総合的に見ながら選抜する。

高校再編整備室長： 県教育委員会では中高一貫教育の在り方を考えるために、中高一貫教育研究委員会が設置されており、その下に連携型と併設型のそれぞれの部会が設置されている。毎年、それぞれの学校の成果と課題を発表し、今後の方向性について議論している。本日、教育委員の皆様からいただいた意見は研究委員会にあげて議論していきたい。

加藤委員： せっかく新しい形の学校ができたので、成果と課題をはっきりさせなければ、止めた方が良いのか、増やした方が良いのか、何も決められない。現場の意見を含めて話を聞いてみたい。清水南と浜松西では異なる結論が出ているのかもしれない。それも含めて、聞かないと我々はより良い教育を作るための手助けができない。学校訪問などもしたいと考えている。

溝口委員： 天竜林業高校で調査書改ざん事件が起きているし、未履修問題もあった。記述の部分は面接の参考資料程度である。第三者が納得できる選抜が公平な選抜である。調査書を記述する学校側の負担も大きい。そういった意味では本人が記述する志願理由書だけでも良いのではないか。調査書で判断するのではなく、面接の点数を上げるとか、なるべく不透明な部分を減らす方がよい。面接で高評価を得た生徒は一本釣りするぐらいでも良い。その方が公平な選抜だと言える。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 「発達障害等の生徒支援調査研究事業」モデル事業の概要

委員 長： 報告事項9頁「報告事項5 「発達障害等の生徒支援調査研究事業」モデル事業の概要」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

委員 長： 大変良いことだと思う。幼児教育で特別支援が必要な子どもが増えていく。しかし、幼稚園や保育園の先生は特別支援教育の知識が無い。県西部の県立の特別支援学校で幼児教育の教育を集めて、研修をしてくれるという企画があることを最近知った。これは大変良い企画である。今後も継続してもらいたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項5を了承した。

報告事項6 モンゴル青年交流

委員 長： 報告事項13頁「報告事項6 モンゴル青年交流」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項6を了承した。

報告事項7 「夏休み子ども図書スペシャル」の開催

委員 長： 報告事項15頁「報告事項7 「夏休み子ども図書スペシャル」の開催」について、谷野中央図書館長より説明願う。

中央図書館長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

高橋委員 員： この企画は今年初めて行うのか。

中央図書館長： 夏の企画としてこれだけ大々的に行うのは初めてである。

高橋委員 員： たくさんの子どもたちが参加してくれたら良い。

委員 長： 図書をきっかけに多彩なことができる。埋蔵文化財センターとの連携も面白い。色々な手法で読書や学習に目を向けさせることが社会教育に繋がるので積極的に取り組んでもらいたい。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項7を了承した。

報告事項8 県立学校の放射性物質の調査結果

委員 長： 報告事項17頁「報告事項8 県立学校の放射性物質の調査結果」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 報告事項8を了承した。

報告事項 8月の主要行事予定

委員 長： 報告事項16頁「報告事項 8月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員 員： (特になし)

委員 長： 8月の主要行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第12号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 23 年度第 8 回教育委員会定例会を閉会とする。